

議 会 議 案 第 6 号

難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月24日提出

新居浜市議会議員 黒 田 真 徳
新居浜市議会議員 河 内 優 子
新居浜市議会議員 高 塚 広 義
新居浜市議会議員 藤 原 雅 彦

難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める意見書

2018年3月、世界保健機関（WHO）は、世界全体の難聴者人口は約4億6,600万人、日本で聴覚に障害を持つ人の数は約550万人と推定し、今後、世界的に聴覚に障害のある人が増加する可能性があるとしている。

聴覚に障害のある人は、一見してその障害がわからないため、周囲の人に気づいてもらえないことや家族や友人などの呼びかけや言葉のキャッチボールに支障をきたしており、日常生活におけるコミュニケーションへの影響が見受けられる。

また、放送や車が行き交う場所での警告音等の聞き取りが困難であるなど、社会生活上においても様々な課題を抱えている。

さらには、音が聞こえることと相手の言葉を理解し、会話ができることとは別であるため、難聴が原因で鬱病や認知症となるケースがあると指摘されるなど、心身状態

への影響も懸念されているところである。

その聞こえの不自由さを補完し、言葉や音を聞く手助けとなるのが補聴器であるが、日本と欧米の福祉先進諸国とを比較すると、難聴者率は大きな差が見られないものの、日本の補聴器使用率は低い状況である。

これは、補聴器が高額であることも一因ではあるが、日本においては、難聴者に対する社会全体の理解が遅れているとともに、日本の身体障害者手帳交付基準が、世界保健機関による聴覚障害等級よりも高く、軽度・中等度難聴者は、日本では身体障害者手帳の交付が受けられず、様々な障害者福祉サービスが受けられないことも大きな要因となっている。また、日本では、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴者であれば、1割負担で購入できる補装具費支給制度があるものの、軽度・中等度の難聴者は、その対象となっていないというのが現状である。

このような中、自治体によっては、軽度・中等度の難聴者で18歳未満等の条件付きでの助成制度を設けているところもあるが、助成額には上限が設けられているのが実態である。

加速する高齢化社会において、難聴が社会参加の妨げの要因にならないように、また、難聴であっても子供たちが楽しい学校生活を送ることができるように、子供から高齢者まであらゆる世代の難聴者に対する全国統一の福祉サービス補助制度を早急に創設する必要があると考える。これは、国連で示された「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、「すべての人に健康と福祉を」を具現化するものでもある。

よって、国におかれては、世界保健機関の基準にあった聴覚障害の程度等級の認定について検討するとともに、軽度・中等度の難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

內閣總理大臣

內閣官房長官 宛

總務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

提案理由

口頭説明